伊予市総合教育会議傍聴要領

（趣旨）

第１条 この要領は、伊予市総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続）

第２条 会議を傍聴しようとする者は、必要事項を傍聴人受付簿（別記様式）に記入しなければならない。

（傍聴することができない者）

第３条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

(１) 凶器その他危険と認められる物品を所持する者

(２) 酒気を帯びていると認められる者

(３) 旗、のぼり、ビラ、掲示板、プラカード等名目及び形状のいかんを問わずこれらのものを所持する者

(４) 前各号のほか、議長が傍聴を不適当と認める者

（傍聴の制限等）

第４条 議長は、傍聴席が満席となったときは、新たな傍聴を制限し、又は拒否することができる。

（傍聴人の守るべき事項等）

第５条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

(１) みだりに傍聴席を離れないこと。

(２) 私語、雑談、拍手等をしないこと。

(３) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。

(４) 飲食又は喫煙をしないこと。

(５) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。

(６) 前各号のほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。

２ 議長は、傍聴人が前項の規定に違反したときは、直ちにこれを制止し、その命令に従わない者を退場させることができる。

（退場）

第６条 傍聴人は、前条第２項の規定により退場を命ぜられたとき又は会議が非公開を宣告したときは、直ちに退場しなければならない。

（議長の指示）

第７条 前各条に規定するもののほか、傍聴人は、議長の指示に従わなければならない。

附 則

この要領は、平成27年10月14日から施行する。

別記様式（第２条関係）

傍聴人受付簿

【開催日時】

【開催場所】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 氏　　名 | 住　　　　 所 | 報道機関等の場合は会社名 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |